令和７年第６回知内町議会臨時会

◎　招集年月日　　令和７年９月１日（月）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和７年９月１日（月）　午前　９時３９分
◎　閉会日時　　令和７年９月１日（月）　午前１１時１４分

◎　出席議員

１番	松井盛泰	６番	山田顕人
２番	花井泰子	７番	一之谷　駿
３番	笠松悦子	８番	野口久美子
４番	五十嵐捷爾	９番	木村　一
５番	吉田峰一	１０番	谷口康之

◎　会議録署名議員　　２番　花井泰子　　８番　野口久美子

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
統括監	三原知明
総務課長	森永　茂
商工林業振興課長	南　和敏
教育長	堂下則昭
学校教育課長	長谷川　将之
学校給食センター長	（長谷川　将之）
代表監査委員	木村和義

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議事係	舘岡玄武

令和７年第６回知内町議会臨時会議事日程

（第１号）　　令和７年９月１日（月）午前９時３９分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　２番、花井泰子君、８番、野口久美子君
第　２		会期の決定について
第　３		議長の諸報告
第　４	議案第　１号	令和７年度知内町一般会計補正予算（第６号）について
第　５	議案第　２号	林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事請負契約の締結について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（谷口康之）

皆さん、おはようございます。

令和７年第６回臨時会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、１０人です。

定足数に達しておりますので、令和７年第６回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（谷口康之）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、２番、花井泰子君及び８番、野口久美子君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第２、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第３、『議長の諸報告』を行います。

令和７年第５回知内町議会臨議会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議　　長（谷口康之）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

皆さんおはようございます。

議員の皆様には、令和７年第６回知内町議会臨時会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させて頂いておりますのは、議案２件であります。

議案第１号、令和７年度知内町一般会計補正予算（第６号）については、歳入歳出それぞれ２３０万円を追加し、総額を６７億２，０１７万１千円とするものであります。

補正の主な内容は、６款農林水産業費に９月１日施行の改正鳥獣保護管理法において、市町村長の判断で市街地の緊急銃猟が可能となることを踏まえた必要な備品等の購入費を追加、また１０款教育費に学校給食センターの加圧給水ポンプの更新が必要となったことによる工事請負費を追加するものであります。

議案第２号は、林道専用道重内２号線開設工事請負契約の締結についてであります。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付した林道専用道重内２号線開設工事について、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものであります。

議案の内容につきましては、担当課長より説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

● 議案第１号　令和７年度知内町一般会計補正予算（第６号）について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第４、議案第１号、『令和７年度知内町一般会計補正予算（第６号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永　茂）

議案の３ページをお開き願います。

議案第１号、令和７年度知内町一般会計補正予算（第６号）について。

令和７年度知内町一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億２，０１７万１千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、７ページをお開き願います。

６款農林水産業費、２項林業費、２目林業振興費に５０万円を追加し、４，７５０万３千円とするものです。１１節役務費と、１７節備品購入費に緊急銃猟制度施行に伴い、保険料及びヘルメット等の備品購入費を追加するものです。

詳細につきましては、後程担当課長からご説明させて頂きます。

次に８ページです。１０款教育費、１項教育総務費、３目学校給食センター費に１８０万円を追加し、９，６８３万５千円とするものです。１４節工事請負費に学校給食センター加圧給水ポンプ更新工事費を追加するものです。給食調理の際、一度タンクに大量の水を溜めてから加圧ポンプにより各調理機器に大量の水を送水しております。今回その加圧ポンプが経年劣化により故障したため、更新するものです。

詳細につきましては、説明資料４ページを後程ご参照願います。

続いて歳入について説明しますので、６ページをお開き願います。

１０款１項１目地方交付税に２３０万円を追加し、２０億７，８０５万２千円とするものです。これは、只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

続いて商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

商工林業振興課関係について説明させて頂きます。

説明資料３ページをご覧下さい。緊急銃猟制度施行に伴う備品等の購入についてです。

概要としまして、令和７年９月より、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律において、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託した者による銃猟を可能とする「緊急銃猟制度」が施行されることから、緊急銃猟実施に係る備品の購入、補償費用の保険料を追加するものです。

参考としまして、緊急銃猟を実施する際の役割でありますが、実施にあたっては、権限主体は市町村長となります。緊急銃猟を実施する者については、いわゆる捕獲者・射手ですが、捕獲技術を有する者で、町で任命しています鳥獣被害対策実施隊員の方が担う事となります。実施隊員の要件としまして、銃猟によるヒグマの捕獲実績がある者が該当となります。

緊急銃猟改正に伴い、環境省より示された緊急銃猟ガイドラインの中で、市町村に推奨される主な準備内容として捕獲関係者の安全が確保されるための備品リストがあげられております。その中でヘルメット、防護シールド、防護シールドの盾なんですけども警察、自衛隊等使用している物と同様の物、緊急銃猟に実施する者の身分を示す証書となる専門のベスト、腕章の購入が必要となります。

また万が一、緊急銃猟により損害賠償責任の発生に備え、町として保険の加入が必要となっておりますので、その部分についての補正の方を行うものであります。

財源内訳については、１１節役務費に１０万円、１７節備品購入費に４０万円、合計５０万円の追加補正となります。

以上で商工林業振興課関係補正予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入・歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今、説明資料の方で、中段の方で権限主体というのが市町村長になっていると、うちの場合は町長になると思うんですが、町長が現場に行って当然ながら指揮するっていうのは考えられないということだと思います。担当職員への権限を委任するということで、まずどなたが委任されるのかちょっとお聞きします。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員の仰る通り、現場に市町村長が指揮ということは通常想定されないことから、担当職員が権限委任という事で考えております。今、町の方では鳥獣被害の部分の担当については商工林業振興課が担っておりますので、権限される方については商工林業課長、若しくは林業振興係長が担う事になりますので、そのような形をとる方向で今考えております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

その辺りの担当が商工林業課長若しくは係長という形になると思います。先程全協の方でも説明ありましたけれども、今回クマが出没していると。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

６番、山田君、もう一度お願いします。

◎　６　　番（山田顕人）

担当が商工林業の課長と係長ということで、理解致しました。ここ最近クマが出ていて、今日も新聞だとかテレビとかでも騒がれております。

まず、初動の部分なんですけどもね、８月２９日、１８時半頃に町民の方から連絡があったのかな、確認ということで、その後直ちに町民への周知をしなきゃならないものなのかなというふうに私は思うんですけども、その辺り、多分次の日の朝に防災無線で入っているんですね。その辺りどうして直ぐ防災無線で流さなかったのか、ちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員の仰るとおり、８月２９日１８時半に確認されております。ここの確認時間については、見た方から役場の方に通報があり、その後に警察等にも我々の方から連絡をさせて頂いております。ただ、通報があったから直ぐ防災無線を流すことではなく、まず現地の方を見に行って確認した後、明らかにクマが出没したという場合については、直ちに緊急対策に入るのですけども、現地に行ったらもうクマの姿が見えなかったのが、当日の現状であります。

議員の仰る通り出てすぐ防災無線等を流すべきだとは思うんですけども、なかなか夜間というか遅い時間になりましたので、その部分で対処が遅れたのは正直な話なのかなと思っておりますので、今後こういう場合については、緊急に流せる様に引き続き体制を整えていきたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

クマの確認をしてからでないと流さないっていうのも、ちょっと問題があるのかなと思います。今回の場合通報者から私にも連絡が来たんですね。携帯の写真で撮ったって定かではなかったのかもしれないですけども、撮ったという事を申しておりました。その辺りを何ですぐ周知しないんだろう。町中なんでね、恐らくセイコーマートがまだやっている時間帯です。歩いて買い物する人もいますよね。そういう方に周知しておかないと何かあった時に大変なのかなと思うので、本当に通報あったら直ぐ直ちに本当は、実際のところ防災無線で流して欲しいという気持ちではあります。何かあってからでは遅いので、その辺りの体制をちょっと考えて頂きたいと思います。答弁あれば。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。周知の方法については、様々な方法があると思います。出た現場に直ちに職員が行って周りに注意喚起、あとは公用車等でスピーカーで周知、警察の方にパトロールをして頂くということで方法はありますので、その辺についても皆さんが人命に危険が無いような形でこれからも進めていきたいと思いますので、ご指摘のあった部分については今後反省点としてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

職員が直ちにっていう話をされましたけれども、時間的に終業後ですよね、１８時半となれば。ただその職員が勤務していない時間帯の対応ってどういうふうになっているのか、ちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。就業以外の部分についての対応です。今、役場の方では当直勤務等をしている方、守衛の方がおられます。役場の方に連絡が入った場合、守衛の方で担当の方の職員方に連絡が入ることになっております。担当というのは、主に商工林業振興課の係の方になるんですけども、そちらの方に連絡が入ります。直ちに警察の方にも情報共有をする形にしております。場合によっては、消防署の方にも連絡するようにしております。消防署については、万が一、人身事故等が起きた場合に、速やかに救急車を出して頂くこと、あと市街地に出た場合、レスキュー車の方に投光器が付いておりますので、そちらの活用も検討する場合については直ちに出して頂くことで消防の方にも一応連絡しております。

その後状況を見ながら、町の方の総務とも調整をしながら防災無線の部分について、どの時間で流すかということで対応を整えております。

クマが出没した場合についての体制についてはそのようになっております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

今回の場合は、本当に町中なんでね、担当の方が見に行かれたかどうなのか、その辺も分からないですけども、消防の投光器付いた車両でやるという方法が１番ベストだったのかなというふうには思うんですけども。本当にその辺りちょっと協議してね、初動の部分を改善していってほしいなというふうに思いますので、お願いで終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

基本的には市街地、大変密集している場所でありましたので、ただ、今課長から随時説明ありましたけれども、ただ後手に回ったっていうのは現実なんだろうな、これからは総務と現場対応と併せながら、総務にまずそういう緊急的な防災無線流してくれと、そういう目視で確認したとか、または被害があったとか、そういう情報はまず流して現場と並行的に現場の確認、またはそれ以上の対応が必要だった場合は、消防対応と連携しながら進めていく。それが基本だと思っていますので、その辺は今回同じ連携とっても後手後手にまわっちゃったのかなという気がします。そういう意味では、これからもマニュアルをしっかり作りながら対応して参りたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

まず、質問の前に議長にちょっとお願いをしておきますけれども、もう少し会議規則すっかり把握した方が良いですよ。何回でも質問やればいいってもんでない。会議規則で概ね３回となっているわけだから、その辺を厳重にやって頂きたい。

そこで質問に移りますが、今回緊急制度ということで５０万円の支出みています。これ一体、今鳥獣対策実施隊員が何名いるの。それと同時に今回の備品を個数がどれくらいかかるの。この辺明確に説明すべきだと思う。

まずそこから。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今町の実施隊員については１６名おられます。いわゆるハンターさんなんですけども、１６名が実施隊員として活動しております。今回の備品購入品目なんですが、個数は明示しておらず申し訳ありませんでした。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

商工林業振興課長もう一度説明をお願い致します。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今町の実施隊員については１６名おられます。

１６名の方に実施隊員として活動して頂いております。今回の緊急銃猟に伴う備品ですが、購入品目として４点、保険について１点あげておりますが、個数の方については緊急銃猟を行う場合についての備品となります。全実施隊員に配るのではなくて、緊急銃猟を実施する時に使う備品として考えております。ヘルメットについては１０名分、実施隊員若しくは職員の分、防護シールドについては３基、ベストについては１０人分ということで考えておりますので、説明の方を終わります。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

絶対それでは数が足りないような気がしますけれども、これでまず１回やってみて。

それと今回８月の２９日から９月１日までのクマの出没の図面が出てきた。けども、クマの出没というのは以前からあちこちに出ている。それらについて１つ提案なんですけれども、どうでしょうクマの罠に入ったやつと、１回生け捕りにして発信機を付ける。そしてクマの行動範囲を少し把握出来るような状態にして、それは１頭でなくて、出来る事であれば２頭なり、３頭なり付けてですね、町が把握、猟友会でなくて、町がきちんと把握して猟友会と密に連絡しながらという予防策っていうのはとられないか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。ヒグマについてはなかなか危険な動物ということで我々も認識しております。ただそのヒグマの動き、どういう生体をしているかという部分については、北海道の方で道総研等で調べて頂いている部分もあります。今、知内町で獲れた個体については、胃の中身、肝臓、頭、様々な部分を提供しながら、このクマが何を食べていたとか、そういう生活も分かるような状態で一応検査機関の方に出している状況です。

主に知内町のクマについては、子実コーンまたはフキ等を食しているということは、今の所分かっております。その辺の観点からどういう行動をしているかっていうのを、我々の方も推測をしながらやっております。議員が仰るような発信機等については、なかなか町が単独でやるというのは難しいのかなと思いますので、今後北海道等の関係機関ともどのような方法でできるのか、難しいのかっていうのも調べさせて頂いて今後の対策に向けてやってい

きたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

課長の段階で今結論を出すというのは非常に難しい部分あると思う。その辺町長なり統括監辺りが答弁をしていただければ、ただ今回は緊急を要する、ただ出てくるのを待っているんでなくて、やはりクマの行動範囲というのは湯ノ里から小谷石までも間、どのくらいクマが動いているか、このクマが何処まで行っているのか把握が解決の第１歩だと思うんですよ。そういうことも含めながらですね、本当にやる気になる答弁をひとつお願いを致したい。

◎　議　　長（谷口康之）

統括監。

◎　統 括 監（三原知明）

ご説明します。議員仰る発信機が良いのかどうかも含めて、知内におけるクマの生態、例えば知内川がどう関与しているかとか、山林との距離とか時期とかいろんなことが我々素人ではなかなか想定されないことが沢山あると思うんで、発信機だけと決めつけるだけではなくて、北海道の総合研究機構の北方野生生物センターってありますので、そういう所とちょっと地域全体のクマの関係について意見交換が必要なのかなというふうに今お聞きしました。

ですので、発信機について即座にお答えできませんけれども、そういう学術機関との意見交換をしながら、できるだけその生態というか活動域というか、そういったものを把握できるような動きというのは考えさせて頂きたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

基本的には生態調査は北海道でやるものだと思っています。いろんな生体管理もありますので、そこを北海道としてどう位置つけて調査を行うか、又は今調査をいろいろしていると思います。その中で整理してやって頂ければなと、町でやるということになれば危険性もありますし、どういう専門的なチームを集めるかということもありますので、そこは専門性を熟知している北海道が率先して、今のクマのそうした生体調査にあたるというのが基本だと思いますので、町は今の所考えません。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

４回目で誠に申し訳ありませんが、今、緊急性の問題でね、あちこち騒いでいる、隣町では人身事故まで起きているわけですよ。今、考えませんと答えが町民にとって、まず納得できないだろうと。

それと知床辺りでやった実施隊は、どこか別にしても知床辺り発信機やって結構何年もやっているんですよ。そういう所、知識をもう少し組み入れながらですね、早急に町は町独自で動いているんですよということを町民が理解しませんよ。ただクマが出てきたらどうする、ただ放送で流せば良いよと、周知すれば良いという時代ではない。その辺も少し自分で把握しながら、よろしくお願いしたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

基本的にクマに、例えば発信機付けてその１頭を付けたからといって、町の全体のクマの把握が出来るかといえば、そうではない。あくまでも生体調査ですから、どういう行動をして１日何キロ移動するだとか、そういうための調査、あとは個体を追っかけてどういう生活をしているかとか、いろいろ調査方法の内容的なものはいろいろあるんだと思います。ただ捕獲するのと調査とそこは別にして考えた方が良いんだろうなという、我々はあくまでも町民又はいろんな意味で、悪さするクマとの退治、向き合うかということなので、それは緩衝地帯を設けながら追い払うことも必要ですし、または地震だとかいろいろ生活の中で、悪さする時には対応しなければ、檻だとか、また、いろんな銃だとか対応しなければならない場面も出てくるという、その一環で市街地にクマが出ているわけですから、それを如何に住民の安全を確保するかということで、今いろいろ協議しながら進めている、或いは緊急銃猟の中で必要あらばそういう場面も出てくるだろうという、基本的には罠で捕獲できれば一番いいんですけど、なかなかそれも、罠にはエサを付けなきゃならないので、そういう意味ではクマを呼び寄せてしまう逆効果もありますので、いろいろ状況状況の中でどれが適格な判断なのか、それは担当と一生懸命議論しながら、これからも前向きなクマ退治という意味では、前向きな方向で進めていきたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

８番、野口です。元町地区はこんなに多発しているので、箱わなを仕掛けるとかそういうことは考えていないんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。箱わなについては、今実施隊の方々と相談しております。今のクマの出没状況等を考えながら、何処にかけたら効果的なのかという部分について、早急に検討している最中でありますので、そちらの方をここが良いという場合について決まりましたら、設置するということで考えております。

ただちょっと元町地区市街地でありますので、町中では箱わなをかけるのは難しいのかなと考えていますので、より効果的な箇所に箱わなを設置するという方向で考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

市街地なので、箱わなはかけないということでしたが、もし相談しながら箱わなが必要な時があった場合にやっぱり町民にも周知するべきだと思うんです。ここに仕掛けてますよっていうのは周知して頂ければなと思うんですが、どうですか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。ちょっと説明が不足してたんですけども、いわゆる箱わなというのはエサを付けて呼び寄せるという部分になります。ですから、周りについては危険な場所になります。今箱わなをかけた部分については、箱わな設置しておりますという看板等を付けて頂きながら、設置している状況であります。市街地に何故箱わながかけれないかというと、そのような危険な部分があるので、市街地では難しいのでちょっと離れたクマの通り道の山間部等でかけることになるとは思うんですけども、かけた際に町民に周知等した場合、興味本位で箱わなに近づくという危険もありますので、その辺の部分考えながら対応していきたいと思っておりますので、ただ罠をかけている所については、罠がありますよという看板については義務付けられているのでそちらの方は、そういう対応になりますけれども、あえては町民にここに罠かけていますという部分については、なかなか難しいことかなと思っていますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

１つ確認させて頂きたいんですけれども、説明資料の中にありますように補償用保険なんですけれど、今まで使っていなかったのか、例えば、何年か前に最近ですけれども、知内も町の中でっていうかお寺の奥の方で、クマを捕獲したことがありますよね。出てきたクマを。その時も本当に危険を伴っていると思うんです。猟師さんは。そういうのは今までかけていなかったんでしょうか。

それともう１つ、ヘルメットとかそういう物に関しても、今まで使っていなかったんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。保険の関係です。今回緊急銃猟時の補償保険ということで、掛け金を用意する予定でいます。

今までに関しては、有害駆除ということで実施している部分については、町の方で人身事故、傷害保険については実施隊の方は非常勤の公務員になりますので、我々と同じような扱いになりますので、その場合の事故についてはそちらの保険を使うことになります。

但し、今回有害駆除じゃなくて緊急銃猟を実施するにあたって弾が違う所に飛んで行って家の方に傷つけたとか、そういう部分についての保険については有害の方ではなく、緊急銃猟になりますので保険適用になりませんので、今回の保険については、緊急銃猟の部分で行った場合、万が一あった場合の保険ということで掛けさせて頂いておりますので、ご理解して頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

すみません、先程の１番議員さんの意見に関しますけれども、私もやっぱりこの頃福島で

もああいうことありました。福島で獲ったクマは、何年か前にも女性の方を襲っていたクマだということも判明したようです。そういうことを考えるとクマの個体個体の行動範囲も知っておくべき必要があると思うので、それもちょっと頭の中に入れながら今後、今はするというつもりはないかもしれませんけれども、今後考えてくれる重要な課題の１つと考えますので、是非今後取り入れて頂ければなと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。先程の質問でヘルメット等用意していなかったのかという質問に関しては、実はヘルメット、防護シールド等については町の方で用意していませんでした。ただクマよけスプレー等については用意していたんですけども、この度緊急銃猟以外の部分でも勿論用意するべきだということで考えておりますので、今回遅くなりましたけれども、実施隊員の方、その係にあたる職員用としてヘルメットの方を購入しております。

クマの行動については、なかなか役場職員等もプロではないので、それについてはベテランのハンターの方々と連携しながら、通常見回りした時に、こっちの方に動いているよとか、こっちの方に足跡があるよとかという部分も把握しながら、今出没しているクマが何を目的に出ているのか、何を目的に何を食べているのかを把握しながらやっておりますので、今の所そういう形の方法しかないですけれども、実施隊の方々と我々の方で連携しながら情報収集の方をつめていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

先程、保険の話ちょっと出てましたけれども、今回の見ている保険というのは、どういう保険なのか。

というのは、ハンターは狩猟免許を取る時にハンター保険に入るんです。町の方で若干ですがハンター保険の助成までしているでしょ。その保険と、この保険は違うの。ハンター保険は大概のところも見れるんだけれども、特別の保険なんですか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員が仰る通り、ハンター保険、各実施隊の方々が入って頂いて町の方で、その助成を持っております。ただそのハンター保険っていうのが、要するに狩猟で自ら山に行って狩猟期間１１月１日から３月３１日ですね、その部分で何かあった場合については自ら入って頂いている保険と理解しております。

町の方でその期間、有害駆除の期間として活動して頂いているので、それに対して町としても補助金を出しているということになります。

ただ、今有害駆除と狩猟と、緊急銃猟というのがまた別の動きになりますので、緊急銃猟で動いた場合に何らかの部分があった場合は、ハンター保険若しくその部分が適用にならないということで、保険の方の該当にならないと聞いておりますので、緊急銃猟時の場合に事故等起きた場合の補償として、今回町が町の名義で保険を掛けるということで考えておりま

すので、ご理解頂ければ思います。

保険の内容については損害保険ですので、支払限度については１事故あたり３，０００万円、免責が１万円となっておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

７番、一之谷です。今回出没が頻発しているという事で、かなり緊急を有する事であると思います。若干ちょっと対応の方が後手に回ってしまったという事もありまして、やっぱり町民の不安になっていると思うんですよね。町が今何をしているのかっていうところの情報の開示と言いますか、伝えているという事は、例えばインフォカナルを使って今、こういう事をしていますというような内容を伝えることは出来ないんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

日頃、クマ出没した場合については町のホームページ、ヒグマップも活用しながら出没状況、クマの食害があった等の情報を開示しております。今、元町地区におかれましてパトロールしている取組みについては、先日個別で自宅を周らせて頂いて、パトロールしている。

今後については、ゴミの部分、家庭菜園の処理等の部分については周知しております。そういう部分の活動を介しながら、町民の方にはご理解頂ければと思っております。当然町民の方が心配だというのは勿論のことなので、これから何らかの形で周知出来ればと思っております。勿論、それと同時に命を守る部分を含めた中で再度注意喚起が出来ればと思っておりますので、そちらの方については検討していきたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

注意喚起は、まあまあそれなりに出来ている、出来ていない時もありますけれども、出来ていると思いますけども、大事なのは何をしてくれているんだろうというのが、今多分分かっていな状況なのかなと思うんですよね。例えば、クマが出ました、出たのは分かったけど、じゃあ町は何をしてくれているのっていうのが分からない状況なのかなと思うんですよね。

例えばパトロール何時にしていますとか、警察と連携してやっていますとか、ここ草刈りしましたとか、伐採の準備を今していますというところを知りたいところなんじゃないかなと思うんですよね。その辺りの告知はどうでしょう、出来そうな感じでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員の仰る通り、町民の方が気になるというのは十分わかりますので、ただ我々も随時動く度に周知っていうのは、難しいのかなと思っていますので定期的に２日、３日ないしにこういうパトロールしていますので、ご協力の方をお願いします。ということについては出来ると思いますので、今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

８番、野口です。新聞配達の方はやっぱり明けないうちから回っていると思うんですよ。知内町では、そういう方達に対して何名新聞配達の方がおられて、どういう対応をしたのかちょっと教えて頂きたいんですが。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。新聞配達の方については、今回元町で出没が確認されたことで、谷口新聞さんの方に確認しております。今、元町地区に限定なんですけども、元町地区で２名の方が新聞配達されているということで、どういう形で対策が必要かということで谷口さんともお話させて頂いております。その中で町でクマよけスプレー、鈴の貸し出し用がありましたのでそちらの方を貸出し、新聞配達の方の配達時間をこちらの方でも把握しまして、警察ないし町の職員の方で重点的にその時間に見回る事で対応している所であります。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

元町地区が今多発していますけれども、みれん峠であったりいろんな所出ていますよね、他の配達している人達に対しては、もうちょっとクマスプレーも元町地区だけではなくて、そういう方にも持ってもらうという考えは無いんですか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。勿論そちらについても、町が持てではなくて新聞会社の方とご相談の上、どうしていくかということで取り組んでいますので、町の方で把握していたのは、車で配達しているので、そこまでは必要ないというのは、以前一回言われていたんですけども、今回元町の中で出没の状況の中でやっぱりスプレーが必要だということで、こちらの方もどうですかという聞き取りの中でやっぱりスプレーが必要ということできておりますので、鈴と、スプレーの貸し出しということで行っております。

今後まだ町内各地でクマの出没も十分考えられますので、再度新聞屋さんと話をしながら新聞以外でも早朝の早い時間とか、遅い時間で仕事のあるような状況があるんであれば、ご相談いただければ町の方としても貸し出し等できますので、そちらの方も含めて検討していきたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

新聞配達の方とはそういうふうに相談してやっていくっていうのは分かったんですが、結構散歩している方もおられると思うんです。そういう方にもし貸し出しとか、そういうのは役場に相談すれば良いんでしょうか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。業務等で行っている方については、その対応等出来るんですけども、朝散歩されている方、夜散歩されている方は、町としてもなかなか貸し出しの数に限りがありますので、そうした場合町でも今まで周知しておりますが、なるべく朝クマの出没時間、激しくクマが出ている時間の時には、朝の散歩をお控え下さいとか、夜の行動についてはお控え下さいということで控えて頂く形しかないのかなと思っております。

とにかくクマの人身事故については、クマにその時間に出るなと言ってもクマは言う事を聞かないですけれども、人間についてはその時間の行動を控えることも出来ますので、なるべくクマに合わない行動をしていただく中の理解の中で、やっていかなきゃならないと思います。

ただ新聞配達等、仕事等でどうしても動かなきゃならない場合、社会を動かさなきゃならない動きについては、何らかの対応が必要なのかなと思っておりますので、そちらについては引き続き検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎　１　　番（松井盛泰）

この問題等については、議員それぞれ意見があるんだと思います。よってこの問題だけに絞って自由討議を提案したいと思いますので、諮って下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

お諮り致します。只今１番議員さんから今出ました意見について、皆さん賛同致しますか。どうしますか。

無いようであります。

◎　１　　番（松井盛泰）

何故自由討議を申し込んだかと言いますとね、このクマスプレー、例えば新聞配達の人、事業主は当然やるべき事なんです。何事も自分の命は自分で守るという主義から散歩している人に、全部町で貸出しますか。出来ないでしょ、当然。自分は自分の命を守るということで私はこの話は町が貸し出しするという制度は、ちょっと間違っているという気がします。

ひとつ別の意見言って下さい。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

それはよく分かったんですが、やっぱり緊急性なので結構クマスプレーも今物価高騰の中で、結構するという事も聞きます。だからもし役場に有るんであれば、それは活用した方が良いし、期限があるという事も聞きますので、それは活用していった方が良いと思うんですよね。

◎　議　　長（谷口康之）

あとご意見ありませんか。

６番、山田君。

◎　６　　番（山田顕人）

先程、課長のね、答弁の中にもありましたけれども、１番さんが言うのもごもっともだと

思います。ただ毎日ね、業務として朝早く起きて新聞配達するだとか、そういう物に対しては町の方で業者の方から相談があれば、貸出するのは良いのかなと思います。

ただ、日中散歩、朝晩散歩する方もいます。そういう方達にはやはり自粛してもらうような方向、周知して頂いた方が良いのかなというふうに、私は思います。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

あとご意見ありませんか。

４番、五十嵐さん。

◎　４　　番（五十嵐捷爾）

私以前にも質問したことがあったんだけど、自分のことは自分で守るという気持ちは分かるんですけども、クマスプレーを希望する方にせめて町で半分でも負担してやって安心安全を守ってもらう方法はないのかと、私質問したことあるんですよね。その答えは、課長はそういう事は考えていないという気持ちだったんだけど、今日やって直ぐ明日というわけにはいかないので、今後考えて吟味して欲しいな。必要な人と仕事の人だけで良いですから、昔みたいに安かったら良いんだけど、１万５千円位、値段ちょっと分からないんだけど、それくらいするので、希望する方に町で半分持つというような優しい町になってほしいと思います。私は。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井さん。

◎　１　　番（松井盛泰）

なんでもかんでも町がやれという主義、まずこれを考えなおさなきゃ駄目ですよ。

例えば、朝早く４時からニラ刈らなきゃならない。ハウスに入らなきゃならない。全部そういう人に渡す。希望者だったら、それは自分の仕事だから、自分で用意しなさいということでしょ。

新聞配達っていうのは、業者がやっている。それで生活させてやってるわけですよ。そうしたら、その業者がちゃんとその人達に配布するような体制をとれば良いでしょう。

◎　議　　長（谷口康之）

８番、野口君。

◎　８　　番（野口久美子）

そうじゃなくて、ある物だったら貸し出してあげればいいっていう話をしている。私は買えって言ってるわけじゃなくて、ある物だったら町から貸し出してもいいんじゃないかということを言ってるだけで、新たに個人の命は個人が守るべきっていうのは分かるんですけども、ある物だったら、今物価高騰もあるし、貸出ししてあげたらどうですかと思っているだけで、新たに買えとは言ってないです。

◎　議　　長（谷口康之）

３番、笠松君。

◎　３　　番（笠松悦子）

両方の事は分かります。理解は出来ます。でもさっき１番さんが言う前に私言おうと思ってたこと。私達は農家です。本当、ニラやっている人は暗いうちに刈らなきゃ仕事にならない。農家の人は生活するために働いています。それで町に有るから借りましょう、貸してあげましょうって町がもしかしてね、用意して言ってくれてたら絶対間に合う数は揃えれない

と思うんです。１万も２万もするものを。だから私は、自分は自分の経営をするのであれば、自分で身を守る方向。散歩するのにも与えるっていうのはどうかなと思います。

こども達は今クマ鈴を持って歩いています。子ども達と一緒に考えるのは、間違っていると思いますし、自分がこの時間に散歩しようと思ったら、自分で用意しなきゃないと思うんですよね。私は古い考えかもしれないけど、よく私はうちの従業員は守るよって、でもうちの家族には良く言います。従業員を守るのもあんた達の仕事、そうしなきゃ人は集まらない。自分の体を守らなかったら、あんた達従業員を明日から路頭に迷わせるんだよということで、私達は自分で自分の体を守るように、お互いが皆がやっていくことを叫ばなきゃいけない時期だと思います。以上終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

あと皆さん意見ありませんね。

自由討議を終わって質疑に戻りますので、質疑ありませんか。

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

９番、木村です。説明資料の中で緊急銃猟に実施する者、知内町鳥獣被害対策実施隊員、参考の中で、ハンターの中でヒグマ捕獲実績がある人っていうのは、何人いるの。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今ここに書かれている知内町鳥獣被害対策実施隊員の中で銃猟によりヒグマ捕獲実績がある方っていうのは、現在２名です。これについては、銃猟で捕獲となりますので、箱わなの捕獲は含んでおりません。箱わなについては、罠で捕獲、今銃猟によるヒグマ捕獲というのは銃で仕留めた部分になるんですけども、それについては２名となります。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

実績がある人が２名ということは、出没した時にはその２名でまわらねえばねえってことだな。それで対応できるかっていえば、実績が無いからクマを捕獲したことの無い人が捕獲しに行ってもクマを撃てない、猟銃の免許の資格はあるども、その辺をどうするのか、ハンターの育成だとか様々なことを考えていかないばねえべし、毎度クマばっかり出て、それを若手のハンターが狙い撃ちしてできるかって言えば、簡単なことではないし、その辺の考え方は今後どのようにしていくのか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今、知内町で緊急銃猟実施するものの技術を有する者が銃猟によりヒグマの捕獲実績があるということで位置づけております。

ただ、ガイドラインの中で射撃場に複数回行った方についても、そちらの該当することにはなっているんですけども、実際ヒグマを撃っていない方になかなか撃てというのは難しい

のかなと町の方では考えております。ただ、なかなかヒグマを銃猟で捕獲するというのは、いろいろ今後研修会、射撃場に行きながら銃の腕を磨いて頂く、あとは研修会、訓練を重ねながら今回緊急銃猟について精度の高いものにしていきたいと考えておりますので、今後ちょっと訓練等を含めながら、より強化な形でやっていきたいと思いますのでご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

この間も２９日に森越地区で１頭、ハンターさんの実績のある人が来て捕獲しました。その他の猟銃の資格を持っている人は誰も出動しませんでした。そういう時が訓練でねえのか。実践形式、机上の議論だけで訓練しただって、いざそういうものに立ち向かった時に果たしてクマを捕獲するのに５ｍ、１０ｍまで接近して１００ｍから撃てっていっても誰も撃てなくて、当たんねえ可能性が沢山ありますから、その辺、猟友会とどういう話し合いになっているか分かんないけれども、その辺は実践形式で訓練していかなかったら、あわせて猟友会の方ともいろんな意見を交換しながら、どうするかその辺を町として対応してもらわねえばということで、これだけ出没してて町はやっぱり住民の生命、財産を守る責務がある。それを分かっていながら、その対策を疎かではないもののさっぱり目に見えてこない。さっき７番議員さんが何やってるのか、かにやってるとかって聞かれても答弁のしようがなくなってる。実践形式をもった猟友会といろんなことで相談しながら、その辺はやっぱり町として進めていきたいと思いますので、その辺はどうです。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。議員の仰る通り、実践が１番の経験だと思っております。ただヒグマに関しては、やはり危険が伴う捕獲となりますので、その中の経験が必要でありますが、まずは訓練という形でやっていければと思っております。訓練についても、なかなか難しいので、春グマ駆除等の活動の中で、経験者の銃猟によるヒグマの捕獲出来る方の下で春グマの駆除等の活動、あと頻繁じゃないですけどもクマが出た時に一緒に活動して頂けるように、町の方ではお願いしております。見回り等について行った場合については、町の方の日当等を支払うような形でなんとかご理解頂きながら活動して頂いているところです。

今、猟友会の方々についても、年齢の方が高齢になってきております。しかしながら、若い方々もハンターの方になってきますので、継承の方法の部分については、緊急に町として考えていきたいと思っていますので、様々な経験者のお話とか、行動を共にするというメニューの方も今後考えていきたいと思っていますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

今回４月にですね、国で緊急銃猟制度というのを作ったわけですけども、この制度の中に括弧で書いている銃猟によりヒグマ捕獲実績のある者、この中に謳っている。それをさっき課長が２名と言ったけれども、私の覚えているだけで６名いるよ。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今２名と自分の方で説明させて頂きました。銃器の過去２名の中には、過去３年以内に同じ銃器を使用した中で、クマ・イノシシ・二ホンジカということである方が該当になります。

ただシカとヒグマについては、対応が違うだろうと町の方で考えておりますので、今、町でお願いするのであれば、ヒグマを銃器で仕留めたことの有る方ということで、それで３年以内、過去に獲って頂いた方もいるんですけども、現在、３年以内でクマを銃器で捕獲して頂いたということで考えておりますので、ご説明足りなかったので。

◎　議　　長（谷口康之）

１番、松井君。

◎　１　　番（松井盛泰）

課長の説明でいけば、質問と関係ないことで何回も手上げなきゃならない。もう少し明快に。

それとここで言う実施隊員が１６名とさっき言った。これ言ったら２名しか実施隊員になれねんだよ。でしょ。この辺、きちんと説明だけして頂きたい。質問を終わります。

◎　議　　長（谷口康之）

他に質疑ありませんか。

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

箱わなについて、ちょっとお伺いします。箱わなはみんな個人所有なのか。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。箱わなについては町所有、個人の方でも持っている方がいます。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

ついこの間、猟友会の人に聞いたのは、箱わなの設置、町の方に依頼したんだども、さっぱり設置許可がでませんでしたと、そういう話もしているんだども、その辺はどういうふうになっているの。設置許可は町が出すんだべ。申請があれば。いろいろな所でここは駄目だとか、問題がある所になれば、そこは駄目ですという基準があるの。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明致します。箱わなについては、今町が北海道の方から権限移譲を頂いて、町の判断で設置が出来ます。

今、議員が仰っているような内容で町が許可しないという部分については自分も把握していないんですけども、原則クマが出没して箱わなをかける場合については、有害駆除になり

ますので、有害駆除の規定にのりながら箱わなを設置することになります。ですから、よくあるのが山の奥に罠をかけるとなると、有害の扱いにならない等の部分もありますので、ハンターさん方、どの辺で設置するっていう部分については、担当職員と調整しながら箱わなについては、設置しております。

箱わなについては、当然見回り等必要になりますので、１人、２台、３台という事は難しいのかと考えております。その辺の班体制の部分も含めながら、適正な箇所、適正な個数ということで町の方で執り行っておりますので、そういう形で取り組んでおります。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

山奥さかけるわけでない、ハンターさんもクマがどういう所から出ているかっていうことを、出没箇所をいろいろな意味で足跡が付いているとか、草さ寝そべっているとか、そういう所に箱わな仕掛けてくるんだから、そんな訳の分からねえ山奥まで箱わな、どうやって持っていく、そんなの誰もやる人いないよ。あの重たい物。最低限トラクターでフロントローダーでも吊っていけるような、直ぐ捕獲出来るようなクマの通り道さ、皆掛けるんだ。そうやって町さ申請しているはずなんだども、良い悪いっていう判断基準どこでどうやって決めている。そこは駄目とか、そこは良いとかって、猟友会の人がそういうふうに言ってました。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。今、議員が仰った、仮に林道で車で運べる部分で奥に運べたとしても、山なので有害の駆除にならない、というのがまず１点です。有害駆除については、指導じゃありません。ですからクマが出る予想をしているから掛けて良いか等の部分については、積極的にクマを獲るんではなくて、有害のクマだから罠を掛けるということになります。

昨年、学校山の所でクマが出たので掛けさせて下さいという部分については、なかなか対応としては難しい。出没してこれから被害が出そう、出る見込みがあるというクマについては、罠を掛ける。その辺の行き違いが多分そのハンターの方とあるんではないかと思っております。本当に個体数を考えて減らしていくのが１番なのかなと思うんですけども、なかなか法律の中で動くとしたら、有害、今の時期１０月１日以降は狩猟になるんですけども、その前については、有害駆除にありますので、法律になると有効な有害になるので、積極的に狩猟ではないので、そこの違いかなと思っております。以上です。

◎　議　　長（谷口康之）

９番、木村君。

◎　９　　番（木村　一）

出没しているのは、皆有害だべや。作物荒らして。そこも箱わなを設置して捕獲した場合、最終的には絶対的な生息頭数を減らしていかなきゃならない。その出没するのを。わざわざ山奥まで行って関係ないクマまで獲るっていう話、誰も獲るっていう話に誰もそこまでハンターさん箱わな持っていく人いないよ。

だから、この辺のやつをどうやったら設置して、有害を駆除するかということをもう少し申請入ったら良いか悪いかの判断基準はちゃんと示して、ハンターさんに示すべきたと思う

んだけども、町から申請しても駄目だと言われるから、かけれないって話。そういうハンターさんもいました。答弁はいいや。

◎　議　　長（谷口康之）

統括監。

◎　統 括 監（三原知明）

ご説明します。木村議員仰る通り、個体数を減らしていきたいと思っていますし、その中でも有害なクマというのは、早急に対応したいと思っています。

具体的な実例が私分からないで今ご説明して申し訳ないんですけど、今課長からあった通り法律に基づいているので、そこに抵触しないかどうかの確認とか、それから土地所有者の了解無しにＯＫって町が判断することも出来ませんので、そういった確認だとかっていう必要な事をした上で、対応できる場所には出来るだけ早く許可を出せるように、内部的に議論させて頂きます。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

７番、一之谷です。これだけ今出没しているので、やっぱり必要なのはクマが入って来ないような対策だと思うんですよね。それには、やっぱり緩衝地帯が必要だったりってなるんですけど、整備するのに時間もかかるし、お金もかかる所だと思うんです。ただやっぱり近くの家の人達からすると、山に近い人達からすると草を刈りたいけど、ここは人の土地だから刈れないだとか、この木を切りたいけど、人の土地だから切れないみたいな状況になっていると思うんですよね。やっぱり皆で整備していければ本当は良いのかなと思うんですけども、ここの土地は誰の土地で、町がそこを調べて切っても良いですよという許可を出すとかっていうのは出来ないんでしょうか。例えば、木に限らず、草でも良いんですけど。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。当然土地については、誰かの所有物になると思います。その所有物に対し町が許可出して切って良いよいうことにはならないと思いますので、所有者の方にご理解頂きながら、自己で管理して頂く、必要であれ町の方で今回のような出没が頻繁するようであれば、町の方で草刈りの方を実施する検討等の部分を含めた中でやっていければと思っております。

今、町の方でも日頃から毎年出るような、例えばスキー場の下等については、定期的に草刈りを実施しております。先日もこども園の裏の部分についても、クマが出没しているので、そちらについては町の建設協会の方にご協力を頂きながら、草刈りの方も実施しております。その他そういう箇所が町の方で把握出来次第、その辺の部分の対策については検討していきたいと思いますので、もしそういう情報等あれば町内会、もしくは議員の方々に当課の方にいって頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

話を要約すると、ここの木を切りたい、草を刈りたいという人がいたらそこの所有者誰ですかというふうに町に問い合わせをして、町の方はその土地の所有者に許可を取って切っても良いですよとお伝えするという流れで大丈夫ですかね。万が一、所有者が分からないとか所有者に連絡がつかないとなった場合はどういうふうに対応しますか。やっぱり放っておきますか。木だったり、草だったり。

◎　議　　長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。町の方では切る切らないという許可は、恐らく民地なので出来ないと思っております。

どうしても切れない部分についても、所有者が確認できない、木と雑草等についての所有者が分からない場合について、町が行政として切ることは財産等の部分があるので、難しいと考えております。

どういう形で出来るかという部分で町内会等含めた中で、どういう対策が出来るかっていうのは検討していけると思いますので、その辺大きな木と町内会と町の方も連携しながら、取り組んでいければと思いますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

すみません、ちょっと町に許可を出すんじゃなくて、そこの所有者を公表じゃないですけど、所有者に町から連絡して切ったりすることは可能ですかという問い合わせをしていいですかっていうとこなんですよ。

◎　議　　長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

商工林業振興課長。

◎　商工林業振興課長（南　和敏）

ご説明します。町が間をもって所有者を調べる等連絡することは可能だと思います。

ただ個人保護法等部分もあるので、何処まで出来るかは分かりませんけれども、通常そういう部分で今までもそういう形でして頂いておりますので、なるべくスムーズに具体的に対策できるような方法で動きたいと思いますので、ご理解頂ければと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

７番、一之谷君。

◎　７　　番（一之谷駿）

これは結構緊急を要する内容なので、これに関しては早急に問い合わせがあったら対応して頂ければ良いのかなと思います。町で予算をかけてやってってやると結構時間かかっちゃうので、早さが今回はかなり求められると思うんですよね。ただでなくても初動が遅いって言われることが多いじゃないですか、何かあった時。

その点でいうと、この件に関してはちょっと早急に人員動員して対応してもらえれば、良いかなと思いますので、よろしくお願いしますというお願いです。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

自由討論にまで発展して、いろいろ皆さんからご意見いただきました。それだけ今クマに対して町民はじめ議会の皆さんも敏感になっている。我々も一緒になってその対応、命を守るという事で全力を尽くさせている所でありますけれども、いろいろ課題があるというのは、やはり我々に出来る事、町民で出来る事、やはりお互い協力してやれる所はやって頂いて、行政としてやるべき所は、率先してやるという緩衝地帯もそうですけれども、なかなか行政だけでは難しいところありますので、危険だなという所はそれぞれで対応できるのであれば対応して頂きたい。先程課長からもありましたけれども、認定こども園の方、事業者の協力で周辺の草刈りをして頂いた。そして今回墓地公園周辺でクマが出たという事で、農家の方も率先して草刈りをして頂いている状況があります。

そうした協力を基に皆さんの命を守るという事が１番必要なんだろうなと思っております。今回北海道の方でクマ対応ということで、福島の町長さんと自分も参加させて頂きました。いろいろ提言ありましたけれども、最終的には緩衝地帯だとか、いろんな面で予算、これも激甚災害じゃないかというくらい議論させて頂いて予算化、これからまた今国に要請しながら、対応して頂くことになるんだろうと思いますけれども、ただ自分達も先程７番議員からもありましたけれども、行政が何をやっているんだと、クマ騒動に対して行政として何をやっているのか、なかなか見えてないというそういう状況もこれから考えていかなければ発信力どうやって強めていくだろうとか、行政とすれば緩衝地帯の整備とか、また今その北海道で言わせて頂いたのは、フラッドゲートチェーンという、これも７番議員からの伝授だと思うんですけども、北海道の河川に電気柵を張るという、川を中心に移動しているという状況ありますので、それが出来ないか、北海道の河川管理者でありませんので、北海道の管理者が許可を出してくれれば町で対応しますよという、そういう議論も統括監にはしてくれと今お願いをしておりますし、今回河川を渡った形跡というのは、今墓地公園に上がる所なんですけど、ゲートがあります。どうもそこら辺のクマがつたわっていったという可能性があるということで、であれば今ゲートがどういう状況なのか、ゲートを封鎖すれば当然入って行けませんので、そういう対応も出来ないのかということで、今課長には検討するように言っております。

とにかく川を中心に又は墓地公園の上の方浄水場ありますので、そっちからのクマの進出、又は河川からなのか、それを把握した上で我々の対応策をどんどんどんどん詰めていってクマが出没しないような体制を作って行かなきゃ、これからというのは命を守れないのかなという気がします。

先程クマスプレーの話も出ましたけれども、火災等で消火器、皆さんそれぞれ住宅に置いているようなそんな対応もこれから一家に１台クマスプレー、玄関出てキョロキョロしてクマがいないという安心感を与えるためにもそうしたクマのスプレーっていうのは必要になってくるのかなと思っています。そういう意味では助成が良いのか、それとも議会の中で出たそれぞれの対応の中で消火器と同じように、それぞれが持つべきなのか、議論の対象になってくるだろうと思いますけれども、そこの全体の中で今後、クマ絶対人への被害を抑えるというつもりで、これからも我々気合入れて頑張りますので、皆さんからも議会終わった後で

もいろいろな対策が有るんじゃないかという事であれば、いろいろ提言を頂いてそれに対応して我々も行動したいと思いますので、よろしくご協力の程、お願い致します。

◎　議　　長（谷口康之）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一））

吉田です。今、町長言われた通り、いろんな対策を緊急に考えざるを得ない状況であります。ただ今のこの全協で出させて頂いた時には、箱わなはかけられない。周囲２００ｍ以内は銃を使えない。諸々あるので、この辺の緊急対策は必要だと思います。

今後クマは何処に出るか分かりません。それから逆に言うと、今は家庭菜園でやっている食べ物、スイカ、トマト、例えばブドウ等が身近な所にあるから、身近な所まで来ます。それから生ゴミは、その日に出しなさいということで対策をおかれてる。でも、最終的に一度クマが元町地区に出て味を覚えると、福島であった通り、スーパーまで食べに来ます。勿論個体数が多くなっています。山の食べ物として本当に今後この秋もどうなのか。いろんな対策を考えながらやっていかなきゃならないと思うんですよね。

単純な考え方ですけども、僕も小さい頃からあの地にずっといます。昔より今はクマが増えただろうと思いますけれども、あの当時は我々もクマよけに犬を飼って生活をしていました。

ですから、知内町でも個人的にそういう犬を飼って家犬として持つのは大変だと思うけれども、何らかの方法で地区地区経験のある方に家犬の育てをして頂いて最悪の場合については、家犬がクマのパトロールに出るんだと、いうような方法も１つではないかなと私は思うんです。是非その辺も検討して頂ければなと思いますので、その辺をお願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

マタギ犬っていうんですか、ベアドッグという事で随分ハンターさん１人で行動する方もいると伺っていますので、そういう意味では安全対策の為にベアドッグ、マタギ犬のようなそうした番犬も連れながらいくということが可能なのか、なかなかそうした犬を連れていくことによってクマに警戒をさせてしまうとかいろいろあるんですけど、獲る目的ではなく、今いろんな風力の関係で、護衛にハンターが付き添いで入るということをよく聞きます。ただ本当にクマを仕留めた方々、経験豊富な方々が護衛に歩いているかと言えば決してそうではない。ハーフライフルの中で護衛に入っているという方もおりますので、そうした時にはそうしたマタギ犬、ベアドッグだとか、犬の必要性というのは、大きくなるのかなと思ってます。ただ専門的に訓練しなければならないということで当時言わせて頂いたのは、警察犬だとかの訓練と同等にあくまでも育てたものを我々が活用するということをするのか、それとも町独自で育てるのかっていうことになれば、なかなかそこはちょっと難しいのかなという思いしています。そういう意味では、ハーフ経験者が少ないということであれば、当然自衛隊、警察だとかの応援も頂くことになるだろうし、また今後後継者人材育成をどう進めるかということで、なんども言わせて頂いていますけれども、町の職員が幸いにハンターの免許を持っているという事で、経験者につけてやれるような体制、今日行くぞと言ったらいつでも行かせてやってくれと、そういう体制を組んでいるんですけども、現実なかなか行動を

とる範囲が狭い。なかなか２人で行くことはそんなにそんなに無いみたいな、そういう状況もありますので、やっぱり育てるためには山の仕組みというか、クマの臭いだとか春グマであればなんか外にちょっと茶色くなるような、いればね、ということもあるそうなので、そうして経験も伝授してもらって育てていくというのがありますので、是非そういう意味では１人しか残念ながらいませんけれども、ベテランハンターは高齢になっていますので、あと３年以内に何とかそうした経験を伝授して頂けるように、これからも積極的にその方にお願いをして出来る限り連れて歩くということを育ててくれというお願いをしていこうと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一））

吉田です。例えばの話、今元町にクマが出た。どんな対策とりますか。今、この時点。この昼間ですよ。職員が行って追い込む、山に追い出す、銃は使えない。こんな例はないと思います。やっぱりその時はその時で、家犬で追い込んで、山に追い詰めると、そんな方法、町長が言われる素晴らしい警察犬、自衛隊、救助犬いろんなものあります。そんな犬でなくてもちょっと昔我々が農家で飼っていたような犬のね、そのような経験のある、我々住んでいるみれん峠でも隣の人が犬を飼っていました。去年亡くなりまして、それからみれん峠にクマが出るようになりました。クマが来ると犬はどうしても吠えます。ですから、そんな危機感が相手にもあるはずです。そんな方法もなんらかの方法で必要ではないかと思います。お願いします。

◎　議　　長（谷口康之）

西山町長。

◎　町　　長（西山和夫）

５番、議員はあくまでも番犬としての活用もあるんじゃないか、クマが来れば吠えるだろうという、追いやるというか、山に戻すような効果もあるんじゃないかということだと思いますけども、そういう対応もしながら、一方で湯ノ里の道の駅でウルフというオオカミの試験的な調査をしましたけれども、次年度に向けて購入を検討するということなので、それもより効果が出れば、また基数を増やすということも可能だと思いますので、犬に変わるかどうかは分かりませんけれども、そうした対応策をしながらクマを近づけないことも必要なので、工夫しながら進めたいと思います。

◎　議　　長（谷口康之）

あと質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第２号　林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事請負契約の締結について

◎ 議　　長（谷口康之）

次に日程第５、議案第２号、『林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

◎ 総務課長（森永　茂）

議案９ページをお開き願います。

議案第２号、林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事請負契約の締結について。

知内町工事請負条例第２条第２項の規定に基づき、指名競争入札に付した林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事請負契約の締結について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

記１、契約の目的、林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事。２、契約の方法、指名競争入札。３、契約金額、６，３５８万円。４、契約の相手方、上磯郡知内町字重内３１番地、三和建設工業株式会社、代表取締役、臼井美智也。５、工期、契約の日から令和８年３月１６日まで。

詳細につきましては、資料で説明したいと思いますので、総務課の２ページをお開き願います。

工事名、林業専用道（規格相当）重内２号線開設工事。工事概要は、延長１，３００ｍ、幅員３ｍとなります。入札月日は、令和７年８月２７日。仮契約金額、仮契約相手、指名業者については、記載のとおりです。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議　　長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎　議　　長（谷口康之）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和７年第６回知内町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

（　閉会　午前１１時１４分　）